

リアルタイム金融情報サービス端末に関する提供者の公募

リアルタイム金融情報サービス端末の提供者を、以下の要領で募集します。
なお、本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とするものです。

1 リアルタイム金融情報サービス端末に必要な機能

- (1) 長期国債、短期国債、金利デリバティブ、Libor、Tibor、為替等、公社債や短期金融市場等を分析する上で必要となる各種価格、利回り、指数等について、リアルタイムデータやヒストリカルデータ（概ね過去 20 年分の日次データ）が取得できること
- (2) 前（1）のうち、日本国債を含む各国国債については、市場慣行とされる理論価格（市場の多数の銘柄に基づき算出されていて、かつ債券市場参加者間で広く債券理論価格として扱われているものであり、別紙の方法で算出したものをいう。）を日々取得できるとともに、当該理論価格の時系列データを日次で概ね過去 15 年分以上遡って取得可能であり^(注)、当該理論価格算出の根拠となる全銘柄が明示されるほか、そのカーブ確認と分析が一操作で可能なこと
(注) 日本国債については単利計算、その日数計算は NL/365 により、年限ごと（3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、7 年、10 年、15 年、20 年、30 年の 12 の年限）のデータを取得できること
- (3) 前（1）に併せて、当該データの分析結果をグラフ化するなど、視覚的に説得力のあるアウトプットを容易に得られること
- (4) 前（1）に併せて、当該データの加工・編集を目的に、汎用ソフト（Microsoft Excel）に取り込むことが容易であること
- (5) 複数のニュースソースによる世界各国の最新ニュース、主要経済指標、マーケット関連情報等を豊富かつリアルタイムに収集できること
- (6) 複数のニュースソースによる世界各国のニュースについて、過去 10 年分まで遡って収集できること

2 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（1 年間）

3 参加資格

前 1 各号に掲げる機能を提供可能な者であって、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている者。

- (1) 操作方法等の技術的な問題に迅速に対応できるサポート体制を築いている者（24 時間ヘルプデスクの設置等）
- (2) 専門家を集めてのセミナーや講習会を随時開催するなど、端末上の枠を超えた情報交換及び情報提供にも注力している者
- (3) リアルタイム金融情報サービス端末をレンタルにて提供可能であり、端末に障害が生じた場合に迅速に対応できる態勢を有している者
- (4) 当公庫にデータ情報を提供すること及び当公庫がそれを利用（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条に規定する翻案を含む。）することについて、著作権その他の知的財産権に関する第三者の権利を侵害しない措置（第三者からの使用許諾を有する措置）を講じている者
- (5) 次の各項に該当しない者であること。
ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者。

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
 - (7) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者
 - (8) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
 - (9) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
 - (10) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

4 申込方法

参加を希望する者は、令和5年3月14日（火）15時00分までに参加申込書（別添1）及び項番5に示す提出書類を項番6の申込先・問い合わせ先に提出する。

5 提出書類

- (1) 前1の各号に掲げる機能すべてを提供可能であることが確認出来る書類（様式適宜）
 - (2) 参加資格があることを証明する書類
 - ア 法人登記簿謄本（申込前3ヵ月以内に発行されたもの（原本））
 - イ 財務諸表（直近2期分）
 - ウ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）
 - エ 誓約書（別添2）
- （注）ア、イ及びウは、令和04・05・06年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。
- (3) 見積書（様式適宜）

6 申込先・問い合わせ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

担 当：島田 裕子

電 話：03-3270-1552

F A X：03-3270-1411

7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該

案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

8 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

以 上

市場慣行とされる理論価格の算出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- 1 直接観察、直接観察銘柄との比較分析、及びパーイールド分析の3つのステージを用い、それぞれをウェイト付けして債券公正価格を算出する。各ステージの価格付けは、次に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 流動性が高く、観測可能な債券については、電子取引プラットフォーム、証券会社、投資銀行、商業銀行、マネーブローカ等の各社から提供される価格を直接観察する。
 - (2) 同業種内の類似銘柄のOAS(オプション調整済みスプレッド)については、前(1)の結果をもとに過去データを回帰分析し、当該銘柄の価格を算出する。
 - (3) 市場価格が十分でない銘柄については、同一発行体の同順位の他の債券からパーイールドを算出し、そのパーイールドを用いて当該銘柄の価格付けを行う。

- 2 理論価格算出の進化や市場慣習対応のため、前1の理論価格を過去15年分遡って取得できない場合、平成26年5月1日以前については、次に掲げる方法により代替するものとする。
 - (1) 証券会社、投資銀行、商業銀行、マネーブローカ等の各社から提供される価格の単純平均値を算出する。単純平均値算出にあたっては次の基準を採用する。
 - ア 複数の価格提供者からの価格データを収集
 - イ 最高値・最低値を除外
 - ウ 一定以上の乖離のある価格を除外
 - (2) 前(1)の単純平均値をもとに、内蔵オプションを考慮して次に掲げる手順で理論価格を算出する。
 - ア 単純平均値取得銘柄から、業種、格付別ごとにパーイールドを算出し、それによりパーイールド・カーブを作成
 - イ 銘柄の属する業種・格付けに該当するパーイールド・カーブから現在価値を算出
 - ウ コーラブル債は、パーイールドと、スワップションのインプライドボラティリティから二項モデルを使用しコール権の現在価値を計算し、前ア、イと同様の方法にて算出した債券自体の価値を加算して時価を算出

以 上

別添 1

令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号
住所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和5年3月1日付で公告した「リアルタイム金融情報サービス
端末に関する提供者の公募」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-MAIL)

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「リアルタイム金融情報サービス端末に関する提供者の公募」に関し、募集要領に掲げられたリアルタイム金融情報サービス端末に必要な機能すべてを提供可能であり、かつ参加資格として掲げられた下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。なお、この誓約書写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

- 1 操作方法等の技術的な問題に迅速に対応できるサポート体制を築いている者(24時間ヘルプデスクの設置等)
- 2 専門家を集めてのセミナーや講習会を随時開催するなど、端末上の枠を超えた情報交換及び情報提供にも注力している者
- 3 リアルタイム金融情報サービス端末をレンタルにて提供可能であり、端末に障害が生じた場合に迅速に対応できる態勢を有している者
- 4 当公庫にデータ情報を提供すること及び当公庫がそれを利用(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条に規定する翻案を含む。)することについて、著作権その他の知的財産権に関する第三者の権利を侵害しない措置(第三者からの使用許諾を有する措置)を講じている者
- 5 次の各号に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - ウ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 6 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- 7 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者
- 8 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以 上